

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例 — 施行規則・通達・事務運営指針により明らかになった実務対応 —

July 2026

In brief

令和 8 年度税制改正（以下、「2026 年度税制改正」）で創設された「企業グループ間の取引に係る書類保存の特例」（関連者間取引に係る書類保存特例）について、2026 年 3 月 31 日の改正法人税法施行規則の公布後、さらに同年 6 月 30 日付で法人税基本通達及び事務運営指針が公表されたことにより、制度の具体的な内容及び運用上の考え方が明らかになりました¹。

本制度の概要は、2026 年 4 月のニュースレターにまとめており、本ニュースレターでは、続編として、これらの公表を通じて明らかになった事項を整理するとともに、企業グループにおける具体的な対応と留意事項を解説します。法人税基本通達及び事務運営指針では、特定事項記載書類に求められる記載の程度、対象となる役務提供の範囲、税務調査や青色申告の承認の取消しに係る運用方針など、実務対応の要点が具体化されました。これらの明確化は、各社が自社の取引実態に即して対応することを求めるものであり、税務リスク管理の観点からも留意が必要です。

In detail

1. 明らかになった法令・通達等の全体像

2026 年度税制改正で創設された「企業グループ間の取引に係る書類保存の特例」（関連者間取引に係る書類保存特例）（以下、「本特例」）は、法人税法施行規則第 59 条の 2（青色申告法人）及び第 67 条の 2（普通法人等）に規定されています。これを受けて、2026 年 6 月 30 日付で関連する法人税基本通達と事務運営指針の二つが公表されました。法人税基本通達には、関連者の判定、特定事項記載書類の性質、対象取引の範囲等に係る取扱いが新設されました。また、事務運営指針には、税務当局による適正な執行と納税者の事務負担の軽減の両立を図る観点から、記載内容の程度、実地調査時の対応、青色申告の承認の取消しに係る基本的な考え方が整理されました。

¹ 国税庁ウェブサイト「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いについて（事務運営指針）」

2. 特定事項記載書類に求められる記載の程度

今回公表された法人税基本通達では、特定事項記載書類に取引内容の記載が求められており、全てを記載する必要はないものの特定事項が明らかにされることが求められています。また、複数の取引関係書類を総合して必要記載事項を確認できる場合には特定事項は生じず、特定事項記載書類の取得・作成は求められません。もっとも、既存の契約書・請求書・配賦計算書等の組合せで「第三者が客観的に把握できる程度」の記載を充たしているといえるかは、取引ごとの個別具体的な判断を要し、資料の整備状況については税務調査における説明が十分かという観点を含め検討が必要です。

事務運営指針では、本特例が通常求められる範囲を超える詳細な資料の一律の保存を求めるものではないとし、必要記載事項として、関連者間取引の内容を第三者の立場から客観的に把握できる記載が求められています。記載の程度は取引の内容や対価・費用の計算方法、資産・役務の内容等を踏まえて実態に即して個別具体的に判断されます。

3. 対象となる取引範囲の明確化

今回の法人税基本通達は、対象となる工業所有権等の意義及び役務提供の範囲について具体例を示しています。グループ内で費用を分担する事業活動（費用分担型）については、グループ共通のブランド・商標等の維持向上を目的とする広告宣伝・市場分析、研究開発、情報システムや設備のグループ共通利用（提供・維持・管理）等が例示されています。また、これらの費用が一括して請求され個々に区分されていない場合であっても、引き続き本特例の対象となる取引に該当すると整理されています。経営の管理・指導等については、事業計画の策定・業績管理への助言、人事・法務・財務等の専門的支援、事業運営に資する情報の定期的・組織的な提供等が例示されました。

一方で、株主又は出資者としての地位に基づき行われる活動であって対価の授受を予定しないもの（いわゆる株主活動）は、通常、対象となる役務提供に該当しないことが明確化されました。したがって、関連者に対して対価を支払う役務提供が本特例の対象となる一方で、株主活動に該当するものはその対象とならないため、両者の区分（役務提供への該当性）を取引の実態に即して整理しておくことが重要です。

4. 事務負担に配慮した取扱い

今回示された法人税基本通達及び事務運営指針は、実務負担を軽減する複数の取扱いを示しています。保存場所として、特定事項記載書類は役務提供等を受けた内国法人が納税地等で保存することが原則ですが、必要記載事項のある書類が親会社等の関連者において一元的に保存されている場合、調査担当者の求めに応じて内国法人が当該事項を遅滞なく入手・提示できると認められるときは、納税地等で保存等がなされているものとして取り扱われます。また、同一内容の貸付け・役務提供が反復・継続して行われ、取引条件や役務内容に変更がないことが契約書等で確認できる場合は、特定事項記載書類を一つ作成・保存すれば足りるとされ、毎期同じ内容で発生する費用の配分（配賦）や使用料（ロイヤリティ）の支払などについて、書類作成の負担が軽減されます。

また、移転価格税制のローカルファイルに関連者間取引の内容を客観的に把握できる程度の必要記載事項の記載がある場合には、その取引については別途明らかにすべき不足事項がないこととなり、本特例に基づく追加の書類作成は必要ありません。このように本特例で求められる記載事項を含むローカルファイルの作成を行っておくことが重要です。ただし、ローカルファイルは個々の取引の明細を網羅しないことがあるため、追加資料において取引単位の情報が充足されているかの確認も必要です。

5. 税務調査・青色申告の承認の取消しに係る運用

今回創設された事務運営指針では、本特例を遵守しているかどうかの判断は、法令の解釈や個々の事実の確認を伴い、単に書類の有無だけで決まるものではないとしています。そのため、書類の保存等の有無のみによって青色申告の承認の取消しの要否を決することは、青色申告制度の趣旨に照らし必ずしも適切ではないとされました。取消しの要否は、保存状況や是正の可否、違反の程度その他の事情を踏まえて判断され、違反の程度が軽微な場合には取消処分を行わず改善指導にとどめ得るとされています。

また、調査において、特定事項記載書類の保存等がない又は記載が不十分と認められる場合、調査担当者が取引区分・特定事項の内容・不足の程度等を明示した上で、合理的な期間を定めて取得・作成・提示を求めるとされ、直ちに不利益処分に移行するのではなく是正の機会が与えられる運用が示されています。

なお、特定事項記載書類の保存等は関連者間取引に係る費用の損金算入の要件とされているものではなく、保存等がないことのみをもって損金算入が直ちに否認されるものではないことも明らかにされました。もっとも、対価算定根拠や取引実態の立証が不十分な場合に損金性が問題となり得る点は従来どおりであり、実態に即した資料整備の重要性は変わりません。

6. 具体的な対応

以上を踏まえ、企業グループにおいては、関連者間取引について書類保存の充足状況の確認が重要です。その補完として、ローカルファイルが作成されているか、親会社等がどのように情報を保有しているかの確認も含め、グループ内の情報連携体制のガバナンス構築が求められます。いずれの段階においても、対象となる関連者間取引の該当性の判定、記載の程度の見極めなど、事実関係に即した専門的な判断を要する場面が多く、青色申告の承認の取消しや損金性をめぐるリスクを十分に検討する必要があります。

The takeaway

法人税法施行規則・通達・事務運営指針の公表により、本特例は、一律に細かすぎる資料の保存を求めるものではなく、取引に関与していない第三者（例えば調査担当者）が見ても取引の内容を理解できる程度の記載を、実態に応じて確保する必要があることが明確になりました。また、事務負担に配慮した取扱い（保存場所の弾力化、反復継続取引の簡素化、ローカルファイルの活用）が示された一方で、青色申告の承認の取消しや損金性の検証といったリスクに引き続き対応する必要があります。本特例への対応に当たっては、自社グループの取引状況を確認し、取引実態に即した対応を講じる必要があります。そのためには、移転価格文書化との整合も含めた総合的な判断が求められます。対象取引の確認からリスク評価、書類整備の方針策定まで、専門家の判断を踏まえ早期に計画的な対応を進めることが重要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004

東京都千代田区大手町
1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One
タワー

大阪事務所

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20
号 グランフロント大阪 タワーA
36 階

名古屋事務所

〒450-6038

愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目
1 番 4 号 JR セントラルタワーズ
38 階

パートナー(東京)

野田 幸嗣

パートナー(東京)

水島 吾朗

パートナー(東京)

井ノ口 和均

パートナー(東京)

竹内 千尋

パートナー(東京)

大橋 全寿

パートナー(東京)

永藤 剛基

パートナー(東京)

早川 直樹

パートナー(東京)

大和 順子

パートナー(東京)

立花 孝康

パートナー(東京)

黒澤 敦

パートナー(東京)

松村 音彦

パートナー(大阪)

中牟田 賢志

パートナー(大阪)

池川 恭史

パートナー(名古屋)

船谷 晃一

マネージャー(東京)

加藤 毅

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.